

自分の意思を大切に、そして未来を明るく 安心して暮らせるための成年後見制度

成年後見制度とは？

年見制度を必要とする人が、その人らしく住み慣れた地域で暮らしていくために、市では、本人に身近な関係者がチームとなって支援を行う仕組みづくり（地域連携ネットワーク）を進めています。この取り組みの一環として、あわら市社会福祉協議会とともに「成年後見制度中核機関」を共同設置しました。

核機関が司令塔となり、各相談窓口（高齢、障がい、成年後見センターなど）の支援体制をさらに強化し、本人の意向に沿った迅速な申立てや支援者間での密な連携体制を築きます。これにより、市の実情に応じた権利擁護支援を総合的に充実させていきます。

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対して、健康や生活に関わるさまざまな契約などの手続き（身上保護）と、財産を適切に保有・管理すること（財産管理）を支援する制度です。この制度では、家庭裁判所が選任する成年後見人、保佐人、補助人などが法的な権限をもって支援を行います。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

各相談窓口・問合せ

成年後見制度に関する相談をお受けし、制度の利用支援を行います。

制度全般の相談（中核機関）

- ・福祉まると相談室（福祉課内） ☎ 73-8028
- ・あわら市社会福祉協議会（成年後見センター） ☎ 73-2253

高齢者に関する相談

- 地域包括支援センター（健康長寿課内） ☎ 73-8046

障がい者に関する相談

- ・相談支援事業所 ハスの実 ☎ 73-3100
- ・相談支援事業所 さかい ☎ 73-2800

広報啓発

成年後見制度をより多くの市民や関係機関に知っていただくため、幅広い情報発信を行います。

制度利用促進

- ・ご本人の意向を確認した上で制度の利用をサポートします。
- ・法人後見等の受任者調整を支援します。

不正防止

成年後見人等の不適切な行為が確認された場合、家庭裁判所などの関係機関と連携し、迅速に対処します。

中核機関の役割

相談

- ・成年後見制度の利用が必要な市民やそのご家族、関係機関からの相談をお受けします。
- ・制度に関する相談体制の構築を進めます。

後見人支援

- ・専門職・親族後見人等の日常的な相談をお受けします。
- ・市民後見人の養成を受けた人や、興味のある人を対象に研修を行います。

相談支援の流れ

相談者

まずは、相談内容に応じて、各相談窓口にご相談ください。

制度全般

高齢者

障がい

地域包括支援センター

障がい相談支援事業所

関係機関では解決できない場合

福祉まると相談室／成年後見センター（市社協）

認知症を知ろう。

高齢化が進む中、自分自身や家族、大切な人が認知症と診断されることは、決して珍しいことではありません。生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、本人や家族が希望をもって生き生きと暮らせる地域と一緒に作っていきましょう！

“認知症cafe”開店中！

市内2カ所で認知症カフェを開催しています。認知症カフェは、認知症のある人や予防をしたい人、その家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集える場所です。お茶を飲みながら脳トレやゲームをして交流を深めたり、日頃の悩みを話し合ったりしています。

医療や福祉の専門的な知識を持つスタッフに、認知症に関することや日々の生活や介護について、気軽に相談もできます。

オレンジカフェ・あわら（チームオレンジ桜）

- とき 火曜日 13時～16時
- ところ さくらセンター（清王 36-20）
- 参加費 100円（飲み物・おやつ代）
- 問合せ 認知症キャラバン・メイト 代表 藤田 由美氏 ☎ 73-1347

※チームオレンジとは

認知症のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、見守りや必要な支援へのつなぎなど、チームとしてサポートする活動です。

メロン・カフェ

- とき 第3土曜日 14時～15時30分
- ところ 湯の町メロン苑（二面 42-20）
- 参加費 無料
- 問合せ 湯の町メロン苑 ☎ 77-1288

参加申し込みは不要です。
気軽にのぞいてください！

問合せ あわら地域包括支援センター（健康長寿課内） ☎ 73-8022

今日からわたしも「認知症サポーター」

市では、認知症についての正しい知識や接し方を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を開催しています。認知症サポーターは、特別なことを行う人ではなく、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。

認知症サポーター養成講座の申し込み

講座の開催を希望される場合は、会場を指定し、5人以上のグループで健康長寿課（☎ 73-8022）へ電話または窓口でお申し込みください。

地域（自治会、老人クラブ、子ども会）や団体（銀行、警察、郵便局、スーパー、コンビニエンスストアなど）、どんなグループでもOKです！



▲受講者には、サポーターの目印となる「オレンジカード」を配布します。

